

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 財契101
- (2) 調達件名及び数量 大阪大学病児・病後児保育室運営委託業務 一式
詳細は別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) その他経理責任者等が認めた者

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1 大阪大学本部事務機構2階
国立大学法人大阪大学 財務部契約課 契約総括係
電話 06-6879-4004
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和6年3月4日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

見 積 書

調達番号： 財契101

調達件名： 大阪大学病児・病後児保育室運営委託業務 一式

見 積 金 額

項目	契約期間内予定数量(A)	単価(B)	契約期間内予定総額(C) = (A) × (B)
①固定費	12ヵ月	月額 円	円
②変動費	843時間	1時間あたり 円	円

国立大学法人大阪大学が提示する契約期間内予定数量の対価を上記に記載した金額に従って計算した総価
(①と②の契約期間内予定総額の合計 ※1円未満切捨)

金 _____ 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

[印]

電話番号

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)(2)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

業務委託契約書（案）

委託業務名 大阪大学病児・病後児保育室運営委託業務 一式

委託代金額	固定費	月額	金	円也（うち消費税額及び地方消費税額	円）
	変動費	時間単価	金	円也（うち消費税額及び地方消費税額	円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託代金額に110分の10を乗じて得た額である。

委託者 国立大学法人大阪大学理事 福田 祐一（以下「甲」という。）と、受託者 （以下「乙」という。）との間において、上記の委託業務（以下「業務」という。）について、上記の委託代金額で、次の条項により業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第1条 乙は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 乙は、業務を行う上で知り得た甲に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 乙は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙2「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 業務は、国立大学法人大阪大学病児・病後児保育室（以下「病児保育室」という。）において、これを行うものとする。
- 第5条 委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
- 第6条 甲及び乙の都合により、仕様内容及び条件等に変更が生じた場合は、甲・乙協議のうえ契約を変更できるものとする。
- 第7条 乙は、当該月の業務完了後、月間報告書および業務完了報告書に病児保育室の利用状況を明らかにした書類を添付し、国立大学法人大阪大学企画部ダイバーシティ推進課に提出するものとする。
- 第8条 委託代金は、毎月支払うものとし、毎月の業務の完了確認後、固定費と変動費単価に時間数を乗じた金額の合計金額を当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第9条 請求書は、当該月の業務完了後、8日以内（休日を除く）に国立大学法人大阪大学財務部契約課契約総括係に送付するものとする。
- 第10条 契約保証金は免除する。
- 第11条 乙は、児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- 2 万一事故が発生した場合は、乙は速やかに甲に報告するとともに、誠意をもってこれに対処するものとする。
 - 3 前項の場合において、乙はその原因が天災又は乙の責任に帰することのできない事由である場合を除き、乙が賠償の責を負うものとする。
- 第12条 乙は、故意又は重大な過失により甲の財産に対して損害を与えた場合は、当該損害を賠償するものとする。
- 第13条 乙は、第三者に対し業務の全部もしくは一部を委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に請け負わせる必要がある場合は、あらかじめ甲の書面による承諾を得るものとする。
- 2 前条の規定は、第三者に業務の一部を請け負わせる場合にも適用する。
- 第14条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- 第15条 甲は、乙が本契約に定める業務を履行しないとき及び契約の締結又は履行について不正な行為があったときは、本契約を解除することができるものとする。
- 2 前項の規定により、この契約が解除された場合、乙はこれにより被る甲の損害について、その責を負うものとする。

第 16 条 契約解除や臨時休業等によって 1 ヶ月未満の端数が生じたときの固定費は、次式による日割計算によって算出するものとする。

$$\text{固定費} \times \text{当該月の業務実施日} \div \text{当該月の業務予定日数}$$

第 17 条 この契約について必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第 18 条 この契約について甲・乙間に紛争を生じたときは、甲所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。

第 19 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

上記契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 大阪府吹田市山田丘 1 番 1 号
国立大学法人大阪大学
理事 福田 祐一

乙

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者(以下「受注者」という。)は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の嚴重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。